

平成30年1月検針分から 千葉県水道局給水区域の水道料金の請求時期等が変わります

1 水道料金の請求時期が変わります

対象

すべてのお客様



口座振替でお支払いのお客様

- 引き落とし日が変わります
検針月29日 → 検針翌月16日
- 口座残高不足の際の再振替
(翌月18日)は取り止めます

例. 平成30年1月から

検針	引き落とし日
1月の場合	2月16日
2月の場合	3月16日

請求書でお支払いのお客様

- 請求書の発送日・納期限が変わります
発送日 検針月下旬 → 検針翌月1日ごろ
- 納期限 検針翌月5日 → 検針翌月16日

例. 平成30年1月から

検針	請求書発送	納期限
1月の場合	2月1日ごろ	2月16日
2月の場合	3月1日ごろ	3月16日

検針は2ヶ月に1度行います。検針の時期はこれまでと変更ありません。

請求時期の変更についてのQ&A

Q. 平成30年1月からは、検針の翌月16日が納期限・口座引き落とし日になるということですが、検針日は何を見れば分かりますか？

A. 使用水量のお知らせ(検針票)の上部に検針日が記載されています。なお、検針は2か月に1度行います。検針の時期はこれまでと変更ありません。

Q. 口座振替で残高不足等により引き落としができなかった場合はどうなりますか？

A. 再度の振替は行いませんので、後日郵送される督促状(納付書)にて納付してください。

2 上下水道料金の徴収一元化が始まります

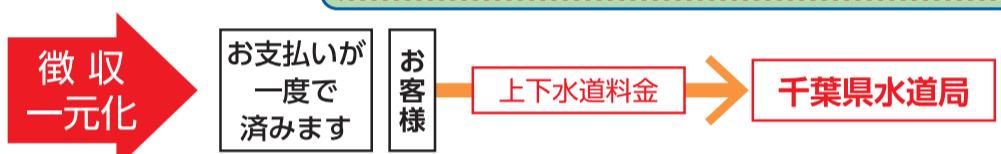
千葉市、成田市、市原市、鎌ヶ谷市のお客様はこのように変わります



現在、上水道料金は千葉県水道局へ、下水道使用料は各市へ、それぞれ別々にお支払いいただいています。

対象 | 千葉市、成田市、市原市、鎌ヶ谷市に下水道使用料をお支払いされているお客様

*上記以外の市(市川市・船橋市・松戸市・習志野市・浦安市・印西市・白井市)のお客様については、これまでどおり、千葉県水道局が「上水道料金」を、各市が「下水道使用料」を、それぞれ請求します。



平成30年1月から、4市の下水道使用料は千葉県水道局の水道料金と一緒に請求いたします。お客様は上下水道料金のお支払いが一度で済みます。

上下水道料金の一括請求開始に伴いお客様にお手続きいただく必要はありません。

上下水道料金の徴収一元化(一括請求)についてのQ&A

Q. 上水道と下水道で名義や支払い方法を分けていたのですが、徴収一元化後はどうなりますか？

A. 上水道の名義及びお支払方法とさせていただきます。

Q. 徴収一元化に伴い何か手続きを行う必要がありますか？

A. 上水道をお使いのお客様は特にございません。

Q. 上水道と井戸の両方を使用しているのですが、請求はどうなりますか？

A. 井戸使用分に係る下水道使用料も一括して千葉県水道局から請求いたします。

Q. 下水道を使用していない(浄化槽等を使用している)のですが、徴収一元化により下水道使用料が新たに発生するのですか？

A. 下水道を使用していない場合は、下水道使用料は発生しません。また、浄化槽等の管理費などは徴収一元化の対象になりません。

Q. 徴収一元化後は水道料金と下水道使用料が上下水道料金として一括請求されるということですが、水道料金と下水道使用料の内訳は分かれますか？

A. 使用水量のお知らせ(検針票)と納入通知書(請求書)には、上下水道料金の総額とともに、水道料金と下水道使用料の内訳が記載されます。なお、口座振替で通帳に記帳される引落し金額は、上下水道料金の総額になります。

詳細は右記のホームページをご覧になるか、県水お客様センター(4面参照)にお問い合わせください。

千葉県水道局 請求時期

で検索

QRコード



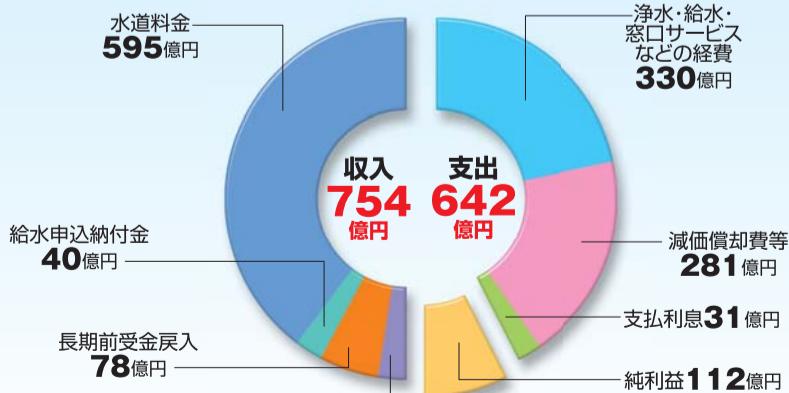
平成28年度上水道事業決算の概要

千葉県水道局では、安全でおいしい水の安定供給を継続していくため、経営基盤の強化に努めており、上水道事業の平成28年度決算の純利益は、約112億円となりました。

現在、計画的な事業の運営を行い、安定経営を行っているところですが、今後、老朽化した施設や管路の更新・整備が増加していくことから、中長期的な視点に立って、一定の内部留保資金を確保しながら、引き続き健全経営の確保に努めてまいります。

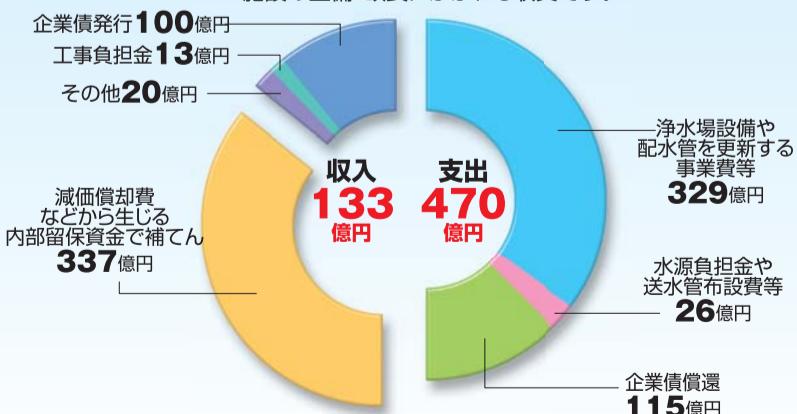
収益的収支

事業の管理・運営にかかる収支です。



資本的収支

施設の整備・改良にかかる収支です。



◆問合せ先:財務課審査指導班 TEL 043-211-8578